

三宮バスターミナル特定運営事業等  
事業者が付す保険等

令和7年1月  
神戸市

三宮バスターミナル特定運営事業等に関する実施契約書第9条の定めるところにより、「三宮バスターミナル特定運営事業等」（以下「本事業」という。）に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。

ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

## 1. 維持管理業務、運營業務に係る保険

事業者は、維持管理業務及び運營業務の履行に係る保険として、第三者賠償責任保険及び火災保険を付保する。

### 1.1. 保険名称

第三者賠償責任保険

#### (1) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする（事業者所有の利便施設を除く）。
- ② 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は維持管理企業及び運営企業とする。
- ④ 被保険者は、市、事業者、維持管理企業、運営企業及びその全ての下請負者とする。
- ⑤ 事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：1億円/1事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は5万円/1事故以下とする。

### 1.2. 保険名称

火災保険

#### (1) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする（事業者所有の利便施設を除く）。
- ② 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよいものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は運営企業及び維持管理企業とする。
- ④ 被保険者は、市とする。
- ⑤ 保険金額は、再調達価格（消費税を含む。）相当とする。